

資料の信頼性確保及び制度調査の実施に関する特殊条項（装備品等及び役務の調達における原料等の安定的なサプライチェーンの確保）

甲及び乙は、装備品等及び役務の調達における原料等の安定的なサプライチェーンの確保に関し、次の特殊条項を定める。

（延納金の取扱い）

第1条 乙が装備品等及び役務の調達における原料等の安定的なサプライチェーンの確保に関する特約条項の規定により甲に提出し、又は提示する資料及び行う説明については、資料の信頼性確保及び制度調査の実施に関する特約条項第2条の規定を適用する。

この場合において、「甲が乙に支払った金額（既に返納された超過利益があるときはこれを減じた金額）と乙が契約の履行のために実際に支出し、又は負担した費用に適正な利益を加えた金額との差額」、「甲が乙に支払った金額と乙が契約の履行のために実際に支出し、又は負担した費用に適正な利益を加えた金額との差額」又は「甲が乙に支払った金額と乙が契約の履行のために実際に支出し、又は負担した費用に契約締結後の乙の努力により低減した費用及び適正な利益を加えた金額との差額のうち当該不真正な資料の提出若しくは提示又は不実の説明に起因して契約金額が増加したと認められる部分」とあるのは、「乙が不正に、又は不当に支払いを免れた延納金」と読み替えるものとする。